



JR 芦原温泉駅周辺地区 景観まちづくりガイドライン【改訂】

— 水と緑と歴史がつながる風景づくりをめざして —



JR 芦原温泉駅周辺地区 景観まちづくり協議会

令和3年3月



はじめに

「JR芦原温泉駅周辺地区 景観まちづくりガイドライン」について

あわら市では、平成24年3月に景観法に基づく「あわら市景観計画」を策定し、併せて本計画を運用していくために必要な事柄を定めた「あわら市景観条例」を制定しました。

これを受けて、平成26年度に「JR芦原温泉駅周辺地区 景観まちづくり協議会」が設立され、「JR芦原温泉駅周辺地区 景観整備計画」の作成を踏まえ、平成27年度に景観形成重点地区として、「JR芦原温泉駅周辺地区」に指定されました。

このガイドラインは、地区指定に伴う本地区での届出制度をご理解いただくため、届出の対象行為や景観形成基準、届出に関する手続き等をお示しするとともに、今後の良好な景観の形成に資することを目的としています。

目次

はじめに	1
1. JR芦原温泉駅周辺地区 景観形成重点地区の区域	2
2. 景観形成の目標と方針、景観形成の方針図	3
3. 届出の対象となる行為と手続き	5
4. JR芦原温泉駅周辺地区の景観形成基準	7
①建築物及び工作物の新築、増築、改築等	7
②植栽・緑化	11
③開発行為・土地の形質の変更、物件の堆積等	13
④広告物の規模や配置、数及び意匠	14

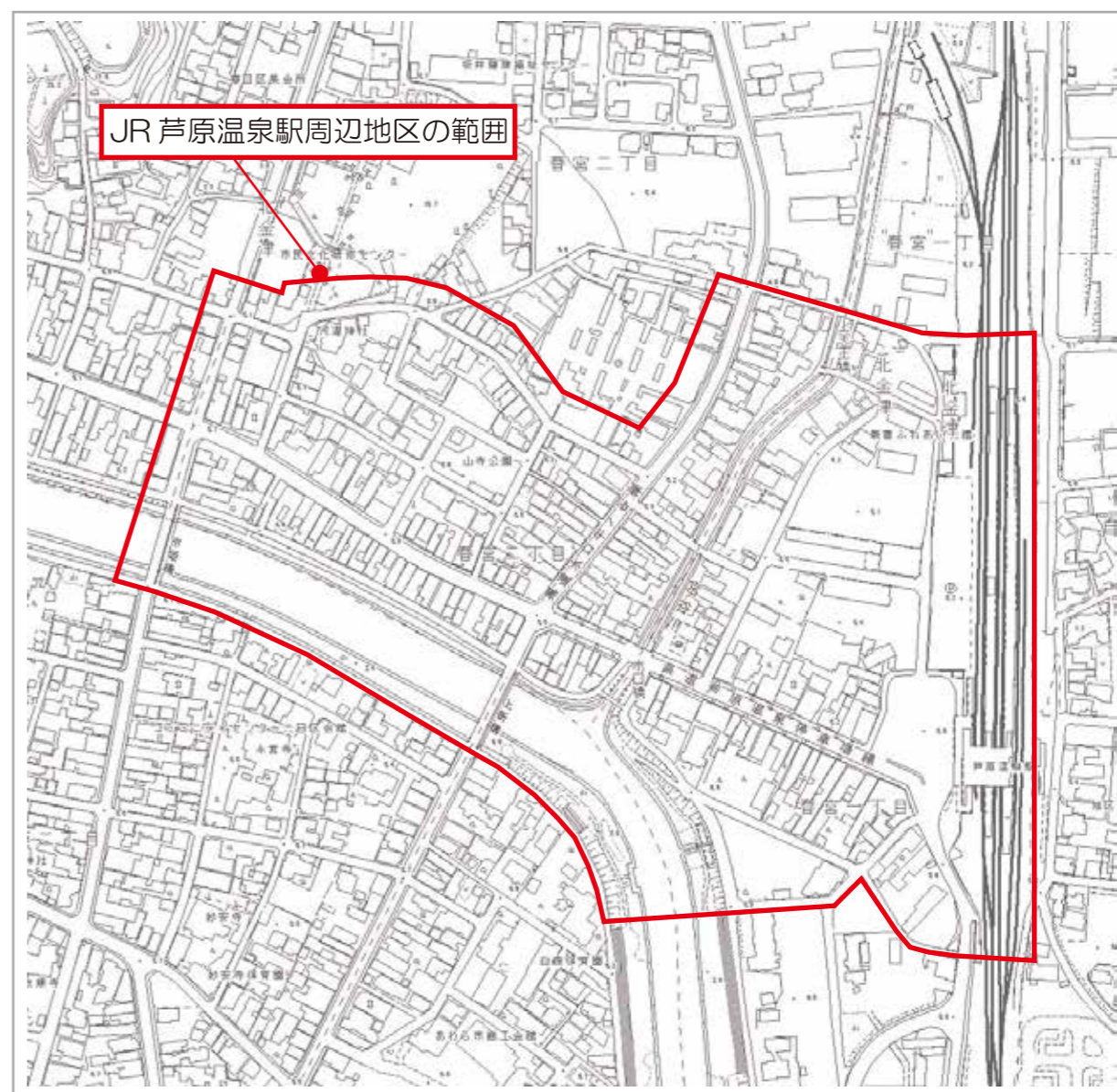
◆ JR芦原温泉駅周辺地区 景観形成重点地区の区域

● JR芦原温泉駅周辺地区の概要と範囲

魅力ある景観まちづくりを進めるために、「JR芦原温泉駅周辺地区」はあわら市景観条例に基づく「景観形成重点地区」として指定されました。

本地区は、金津市街地に位置し、JR芦原温泉駅周辺の新富区・天王区・水口区を含む地区です。

竹田川や宮谷川を活かした水と緑の景観づくり、本陣飾りや宿場町の歴史を活かした街並み修景等に取り組み、重点的・継続的な駅前景観形成と生活に根ざした自然と歴史に融け込む景観まちづくりを進めます。



◆景観形成の目標と方針

●景観形成の目標と方針

JR 芦原温泉駅周辺地区は、福井県の北の玄関口にふさわしい景観として、緑豊かな景観を形成し、水と緑と歴史がつながる風景づくりを進めます。

建築物の色彩・形態・意匠のルールづくりにより、宿場町の趣きのある街並みを形成します。また、歩道幅に伴う街路樹・街灯・無電柱化の一体的な整備により歩行者にやさしい景観整備を進めます。

JR 芦原温泉駅前の金津本陣にぎわい広場を拠点として、水と緑と歴史を結び、人々が集まり、にぎわう景観まちづくりを展開します。

●景観まちづくりの目標

水と緑と歴史がつながる風景づくり

●景観まちづくりの方針

福井県の北の玄関口

商店の建築物や看板は形態・意匠・色彩に配慮し、福井県の玄関口にふさわしい緑豊かな景観を形成します。

宿場町の趣きのある街並みの形成

宿場町の趣きのある建築物の色彩・意匠の統一や木材や瓦を活かした街並み景観を形成します。

緑豊かなにぎわい風景拠点の創出

JR 芦原温泉駅前の金津本陣にぎわい広場は、まちの回遊性を生み出すにぎわい拠点として緑豊かな風景を形成します。

水と緑と歴史による回遊性の創出

竹田川と宮谷川周辺、沿道の緑化や金津らしい灯りの景観により、水と緑と歴史を回遊できる景観を形成します。

◆景観形成の方針図



◆届出の対象となる行為と手続き

●届出の対象となる行為

対象	届出の対象となる行為
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ■新築もしくは移転する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ8mを超える建築物または延べ面積 100㎡を超える建築物 ■増築もしくは改築する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・行為に係る延べ面積が 10㎡を超えるもの ■外観を変更する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・行為に係る面積が 10㎡を超える外観の変更
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ■新設もしくは移転する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 10mを超える工作物または築造面積 500㎡を超える工作物 ■増築もしくは改築する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・上記規模を超える工作物で、行為に係る築造面積が 10㎡を超えるもの ■外観を変更する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・上記規模を超える工作物で、行為に係る面積が 10㎡を超える外観の変更
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の面積 1,000㎡を超えるもの ・または行為に伴い生じる擁壁もしくはのり面の高さが2mかつ長さ 10mを超えるもの
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の面積 1,000㎡を超えるものまたは行為に伴い生ずる擁壁もしくはのり面の高さが2mかつ長さ 10mを超えるもの
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の面積 1,000㎡を超えるものまたは物件の堆積の高さが2mを超えるもの

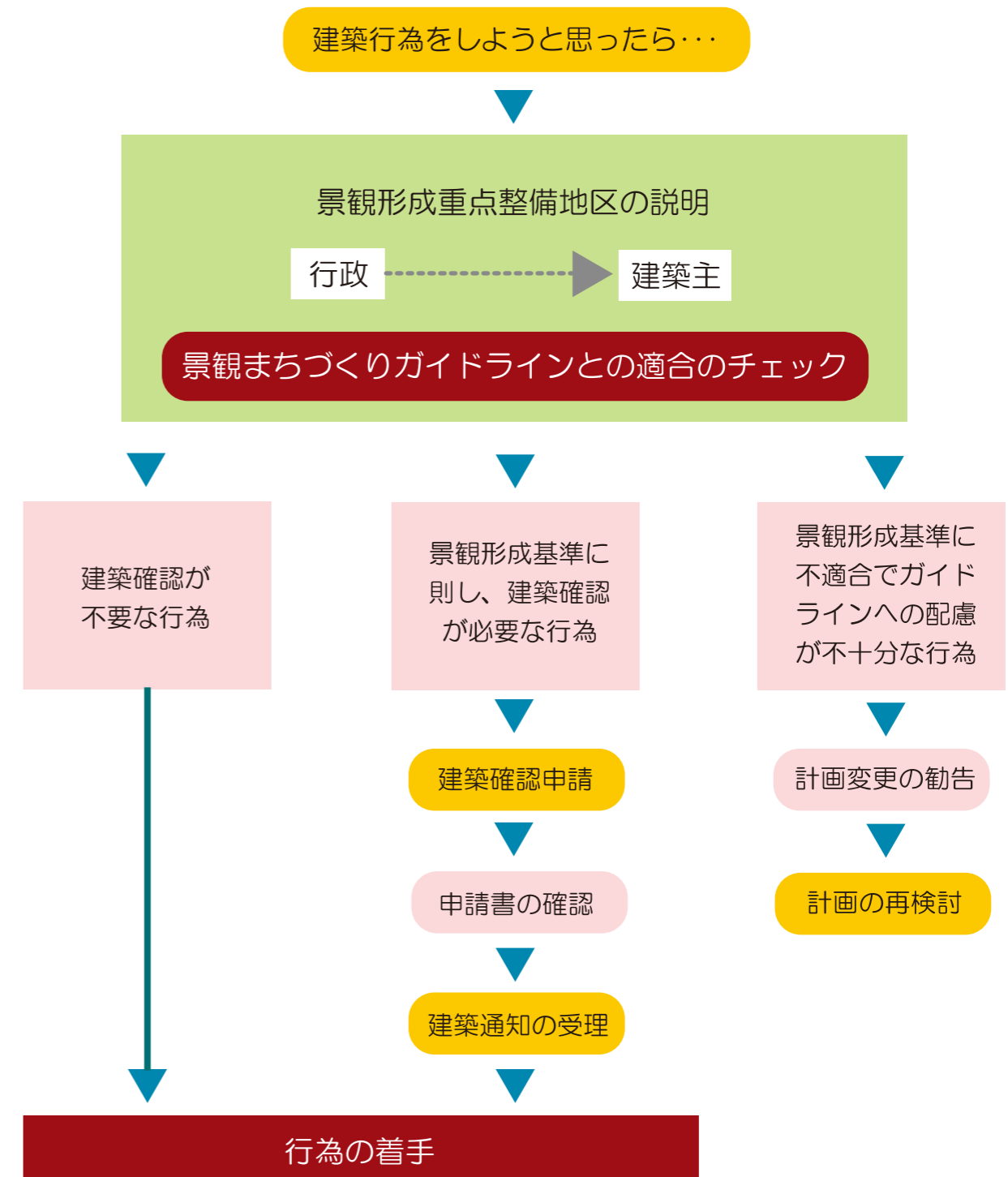
◆届出に添付する図書

<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築 ・工作物の建設 	位置図	敷地の位置及び敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500分の1以上のもの
	写真	敷地及び敷地の周辺の状況を示す写真
	配置図	敷地内における建築物、工作物又は屋外広告物の位置及び規模を表示する図面で縮尺 100分の1以上のもの
	立面図	建築物、工作物又は屋外広告物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺 50分の1以上のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・土地の形質の変更 ・物件の堆積 	位置図	行為を行う土地の区域並びに区域内及び区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500分の1以上のもの
	写真	行為を行う土地の区域及び区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	行為を行う土地の区域内における土地の形質の変更の位置及び規模を表示する図面で縮尺 100分の1以上

●届出の手続き

建築行為をしようと思った段階で、あわら市建設課と話し合いを行い、景観づくりの目的や具体的な手続き等を確認してください。

景観まちづくりガイドラインへの配慮事項を確認後、建築確認等の申請・受理を受けて、建築行為の着手となります。



◆ JR 芦原温泉駅周辺地区の景観形成基準

届出の対象となる行為については、JR 芦原温泉駅周辺地区の景観形成基準に配慮してください。

● 建築物及び工作物の新築、増築、改築等

対象	届出の対象となる行為
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 竹田川や宿場町の街並みが残る地域の特性を尊重し、良好な周辺景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。 ■ 福井県の北の玄関口にふさわしい洗練された外観に努め、駅から続く統一的な景観形成となるように配慮する。 ■ 花と緑の美しいまちづくりを進め、民有地緑化と公共空間、オープンスペースの緑化や一体性・連続性のある花と緑の景観形成に配慮する。
配置・規模 高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。 ■ 駅前や商店街に位置する建築物の壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える等、統一感のある街並みの形成に配慮する。 ■ 宿場町の街路景観が整っている地域においては、周辺と連続性のある配置となるよう配慮する。 ■ 植栽が可能な空地进行をできるだけ設け、ゆとりとうるおいのある空間を確保する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 良好な周辺景観との調和に配慮した形態、意匠とするとともに、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 ■ 北陸街道の宿場町、本陣などの歴史的な面影や神社・寺院の風情がある景観拠点として、瓦・木板・格子など、和の要素を取り入れた外観に努める。 ■ 駅前や商店街に位置する建築物は、あわら市の顔としての役割を担う本地区の特性を踏まえた質の高い形態・意匠となるよう配慮する。 ■ ビルの外観は、落ち着いた色彩・意匠を基調とし、木板や格子を使ったデザインや鋼製格子などの建材を用いるなど、和風モダンの要素を取り入れた外観に努める。 ■ 店舗の外観は、落ち着いた色彩・意匠を基調とし、来訪者が入りやすい明るさと温かみのある外観に努める。 ■ 住宅の屋根は、建築物の壁面等に用いる色と調和した明るさや鮮やかさを抑えた色を基本とする。地域特性を活かした瓦屋根を用いるなど、落ち着きと温かみのある外観に努める。 ■ 住宅の壁面は、木板・木格子などの木質・自然素材や黒・濃茶等の木製建具、アルミサッシを用いるなどし、落ち着きと温かみのある和のデザインに努める。 ■ ショーウィンドウは、外観の一部として、すっきりと品の良い表示・ディスプレイに努める。 ■ 建築物の室外に設置された建築設備（空調室外機等）は、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に設置するか、もしくは当該施設が直接露出しないような修景措置を講じる。 ■ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用を図る。 ■ 塀・柵等を設ける場合は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。

対象	届出の対象となる行為
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 色彩は、黒・グレー・濃茶・茶・ベージュ・白を基本とし、まちなみと調和させる。 ■ 以下の色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、周辺の景観との調和に配慮し、YR(橙系) 明度2以上、彩度4以下の落ち着いた色調を基調とする。 ■ 色彩基準は、YR(橙系)、Y(黄色系)の色相は明度2以上、彩度4以下、R(赤系)、G(緑系)、B(青系)、P(紫系)の色相は明度2以上、彩度2以下とする。 ■ 素材は、木調・自然風の素材を活かし、温かみのある色彩となるように努める。 ■ 駅前や商店街等は、建築物全体に占める割合やベースカラーとの調和を考慮した上で、効果的にサブカラーやアクセントカラーを用いて彩りを加える等、賑わいのある雰囲気演出に努める。 ■ 住宅地は、出来る限り自然素材を使用し、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮する。

自然と調和した風景づくり



宿場町らしい建築物



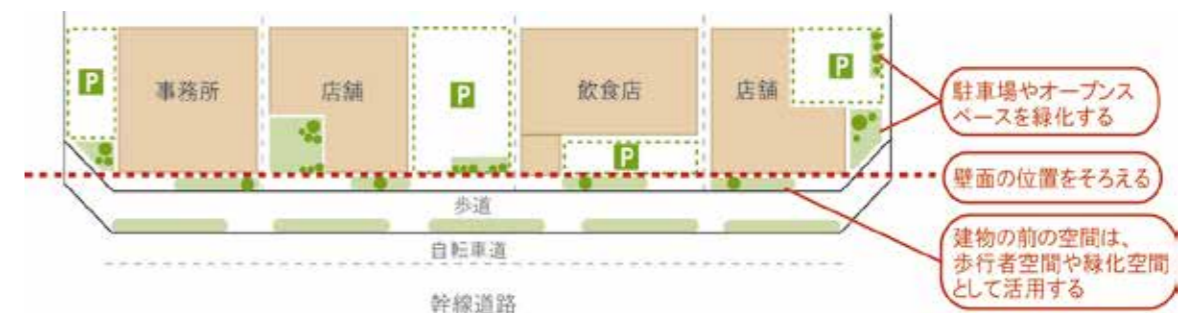
色彩や形態を統一した街並み



木材や緑を使った柵



民有地の緑化や建物の配置を工夫した街並みづくり



参考) JR芦原温泉駅周辺地区における使用可能な色の範囲

JR芦原温泉駅周辺地区では、建築物や工作物、屋外広告物の新築・新設等を行う際の色彩基準を定めており、10YR 明度2以上、彩度4以下を基調色として推奨します。

以下のマンセル表色系に示す格色相の赤枠内が使用できる色彩の範囲となります。



■建築ガイドライン

◆建築の形態

- ・福井県の北の玄関口にふさわしい洗練された外観に努める。
- ・北陸街道の宿場町、本陣などの歴史的な面影や神社・寺院の風情がある景観拠点として、瓦・木板・格子など、和の要素を取り入れた外観に努める。
- ・駅から続く統一的な景観形成に努める。

■ビル

ビルの外観は、落ち着いた色彩・意匠を基調とし、木板や格子を使ったデザインや鋼製格子などの建材を用いるなど、和風モダンの要素を取り入れた外観に努める。



和モダンな外観のビル

■店舗

店舗の外観は、落ち着いた色彩・意匠を基調とし、来訪者が入りやすく、明るさと温かみのある雰囲気づくりに努める。



ショーウィンドウは、外観の一部として、すっきりと品良く表示・ディスプレイし、歩く人にとって楽しいものとなるように努める。



和のデザインを活かした例

■住宅

瓦屋根や木板・木格子など木質・自然風素材を活かしたり、黒・濃茶等の木製建具やアルミサッシを用いたりし、落ち着きと温かみのある和のデザインを採用するよう努める。



木質の素材や黒・濃茶等の建具

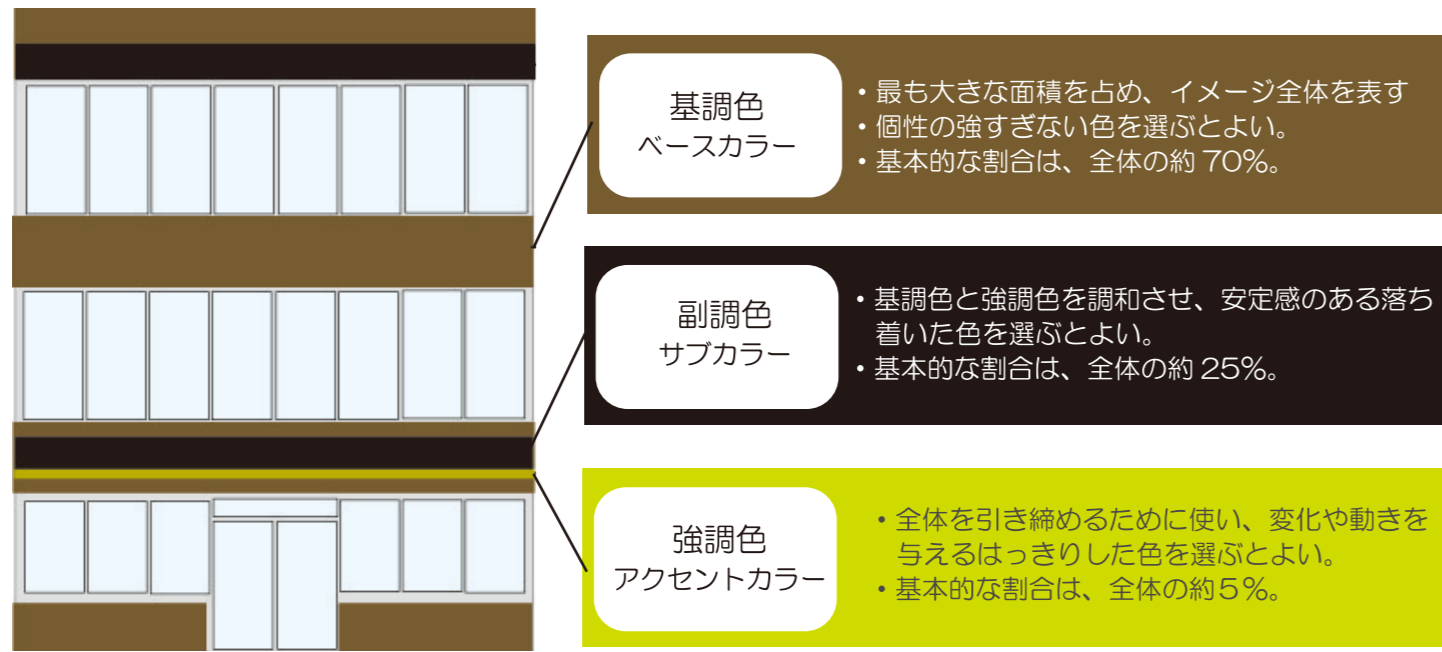
◆建築の色彩

- ・色彩は、黒・濃グレー・濃茶・茶・ベージュ・白を基本とし、まちなみと調和させる。
- ・木調・自然風の素材を活かし、温かみのある色彩となるように努める。



まちなみや自然景景観に調和した色彩や素材

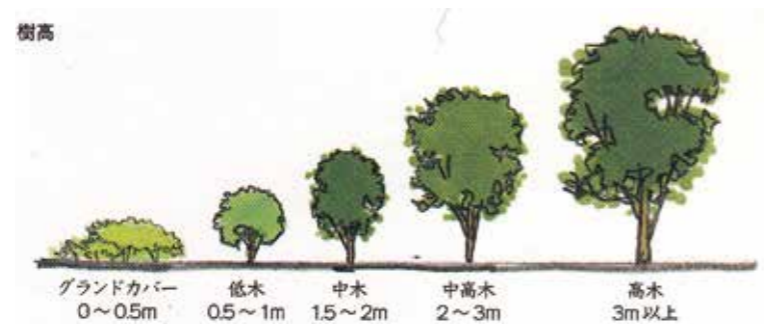
◆建築物の色彩 配色構成のめやす



●植栽・緑化

対象	景観形成基準
植栽・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 駐車場、駐輪場は適切な位置に設け、道路に面する部分等オープンスペースは、可能な限り緑化に努める。 ■ 道路に面する部分に植栽コンテナを置く場合は、コンテナデザインの選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 ■ 緑化にあたっては郷土種を取り入れるなど、自然な感じで季節感が出るよう樹種の選定に配慮し、生垣や低木・中高木を組み合わせ、良好な周辺景観との調和を図る。

◆樹高のめやす



◆低木や中高木の組み合わせの例



◆参考 景観まちづくり協議会の植栽コンテナの取り組み

沿道には、四季を感じさせる花木の植栽コンテナを配置し、地区ごとに決めた植物を植えます。

	新富区	天王区	水口区
中高木 H1.0～2.0	ヤマボウシ	ヒメシャラ	ヒメシャラ
低木 H0.3～0.5	シモツケ	ヒュウガミズキ	ヒュウガミズキ
地被(草花)	ツワブキ、ヤブラン		



統一したデザインのコンテナ



駐車場と敷地内緑化の例



オープンスペースを活用したコミュニティガーデン

●開発行為や土地の形質の変更、物件の堆積等

対象	届出の対象となる行為
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ■出来る限り現況の地形を活かし、地形の改変を最小限にするなど、長大なのり面や擁壁が生じないように配慮する。 ■のり面は、出来る限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 ■擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態、素材とし、前面を緑化するなど配慮する。 ■行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用を図る。 ■塀・柵等を設ける場合は、良好な周辺環境との調和に配慮した形態、意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態、意匠とする。
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ■出来る限り現況の地形を活かし、地形の改変を最小限にするなど、長大なのり面や擁壁が生じないように配慮する。 ■のり面は出来る限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 ■擁壁は、良好な周辺環境と調和した形態、素材とし、前面を緑化するなど配慮する。 ■原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ■道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。 ■高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 ■行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮蔽を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■自動販売機を設置する場合は、周辺環境に配慮し、景観配慮型とする。

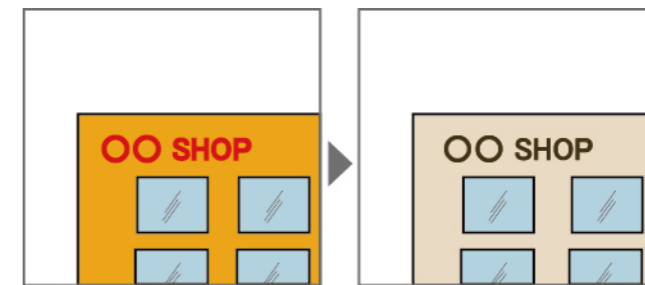


擁壁の緑化

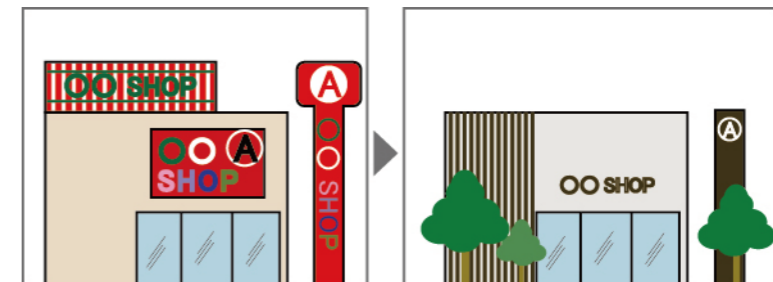
●広告物の規模や配置、数及び意匠

対象	届出の対象となる行為
位置・規模 形態、高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■周辺の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態、高さとする。 ■できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■けばけばしい色は避け、壁面の色と調和させ、表示文字マーク等洗練されたデザインの工夫に努める。 ■マンセル値による彩度4以下とするよう努める。ただし、当該表示面積の1/10未満の範囲内で使用するアクセント色についてはこの限りでない。 ■蛍光塗料や反射塗料は使用しないことが望ましい。 ■点滅又は回転する付帯ランプは使用しないよう努める。
屋上利用 広告	<ul style="list-style-type: none"> ■骨組み、支柱棟は、道路の公共空間から目立たないようにする。 ■1の建築物について1とし、極端に大規模なものは避け、周辺の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感を与えたりしないよう努める。
壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ■表示面積は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。
地上広告	<ul style="list-style-type: none"> ■空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ4m以下とするよう努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。 ■のぼり旗や立看板は、建築物と同一敷地内の設置に限る。 ■アーケードには、所有者及び道路管理者の同意を得ずには取り付けない。

建物とサインを穏やかな色彩にした例



建物とサインの色彩やデザインに関係性を持たせた例



木材などの素材色を活かした例

